

一時的免除中の土地における 一定規模以上の土地の形質変更について

令和3年5月

内 容

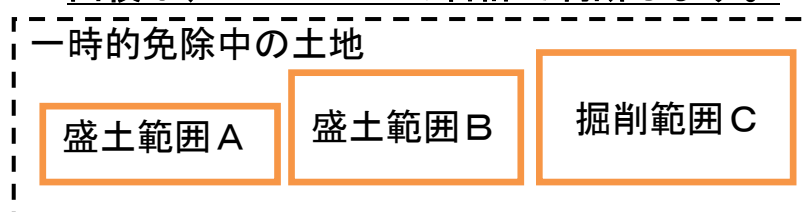
土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地の所有者等は、当該土地において土地の形質変更を行うとする場合は、あらかじめ**土壤汚染対策法第3条第7項**の規定に基づく届出が必要です。また、当該届出を行った上で、**土壤調査が必要となります**。

法第3条第7項

1 届出要件などについて

- 一時的免除中の土地において、掘削と盛土を問わず、形質変更の面積が**900m²以上**の場合にあらかじめ届出が必要になります。

面積は、**A + B + C**の合計で判断します。



- 都道府県知事は上記の届出を受けた場合、土地の所有者等に対して、土壤汚染状況調査を行い報告するよう命じます。

2 提出書類

- 届出書「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）」
＜添付書類＞
 - ・ 形質変更をしようとする場所を明らかにした図面（切土と盛土の別がわかる図面（平面図・立面図・断面図））

3 届出が例外になる行為

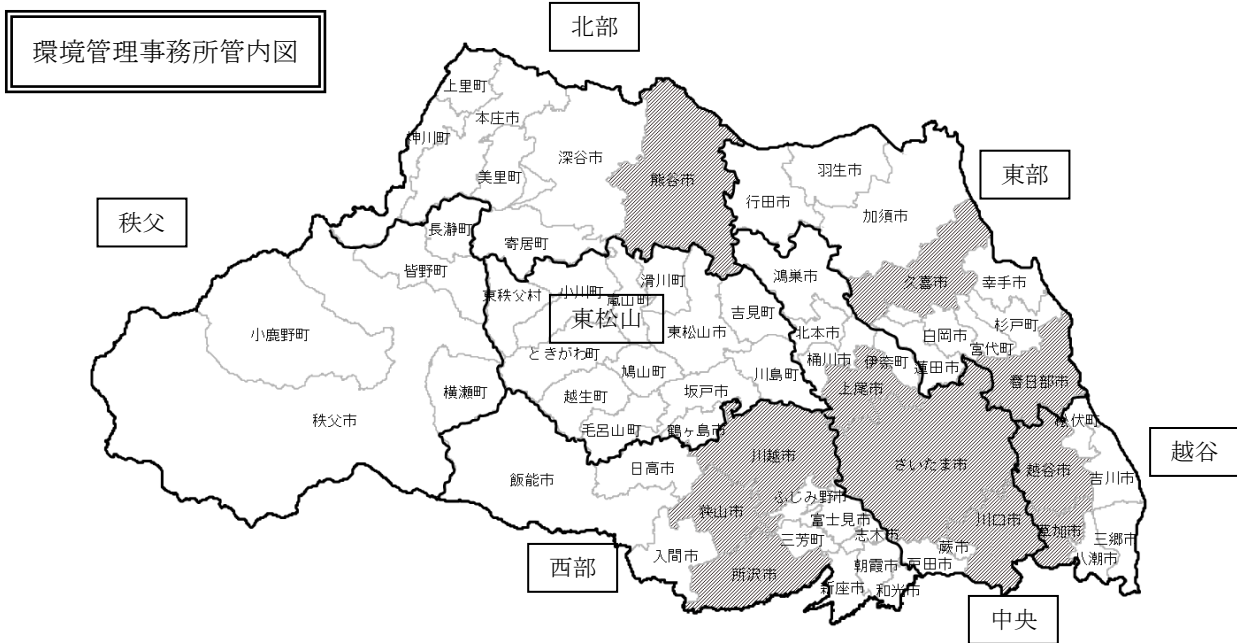
- 形質変更する深さが全ての部分で50cm未満であって、区域外への土壤の搬出を行わず、土壤の飛散又は流出を伴わない行為。
- 鉱山関係の土地において行われる行為。
- 非常災害のために必要な応急措置として行われる行為。

4 留意事項

- 土地の改変を行う部分の面積が3000m²以上の場合は、埼玉県生活環境保全条例第80条に係る報告が別途必要です。
- 900m²未満の形質変更であっても、行政と相談の上、土壤汚染状況調査の実施を検討してください。
- 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認を受けている土地において、「土地所有者等」や「土地の利用方法」に変更がある場合には、届出（様式第四又は様式第五）が必要です。

【問い合わせ先】

お問い合わせは、届出先である各環境管理事務所又は埼玉県環境部水環境課土壌・地盤環境担当まで。



| 環境管理事務所 | 所在地 | 管内市町村 |
|------------|---|--|
| 中央環境管理事務所 | 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 ☎ 048-822-5199 (浦和合同庁舎) | 鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町、上尾市※ ¹ |
| 西部環境管理事務所 | 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ☎ 049-244-1250 (ウエスタ公共施設棟) | 飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町、狭山市※ ¹ |
| 東松山環境管理事務所 | 〒355-0024 東松山市六軒町5-1 ☎ 0493-23-4050 (東松山地方庁舎) | 東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村 |
| 秩父環境管理事務所 | 〒368-0042 秩父市東町29-20 ☎ 0494-23-1511 (秩父地方庁舎) | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町 |
| 北部環境管理事務所 | 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 ☎ 048-523-2800 (熊谷地方庁舎) | 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町 |
| 越谷環境管理事務所 | 〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 ☎ 048-966-2311 (越谷合同庁舎) | 八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 |
| 東部環境管理事務所 | 〒345-0025 杉戸町清地5-4-10 ☎ 0480-34-4011 | 行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町 |

※ 1 埼玉県生活環境保全条例については、上尾市役所又は狭山市役所へお問い合わせください。

※ 2 さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び久喜市は各市役所へお問い合わせください。



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」



埼玉県環境部水環境課土壌・地盤環境担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-3084